

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課（入居契約） （06-6208-9264）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課（入居契約）
処分の名称	ウクライナ避難民に対する大阪市営住宅の使用許可
概 要	本市では、市営住宅を本来の施策対象である低額所得等の住宅困窮者に提供する以外にも、管理に支障のない範囲で、一定の資格を有する者について、法令に基づく行政財産の目的外使用を認めています。 令和4年2月24日以降のロシア連邦による軍事侵攻を受け、ウクライナから避難を余儀なくされ、本邦に入国した方のうち、緊急に住宅確保を必要とし、一定期間の期限付きの入居措置を希望する方が市営住宅を使用する場合には、法令・要綱等に基づき、入居申込にかかる申請書を提出して、使用許可を市長から受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000577492.html
審査基準	1 本邦に入国が認められたウクライナ国籍の避難民であること 2 許可申請時に本邦における有効な在留資格を有すること 3 その者及び現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	大阪市都市整備局住宅部管理課
提出時期	随時
提出方法	所定の申込書及び添付書類を大阪市都市整備局住宅部管理課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市都市整備局住宅部管理課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000565132.html
備 考	